

札障第 23974 号
令和 4 年（2022 年） 3 月 28 日

市内障害福祉サービス事業所
市内障害者支援施設
市内障害児通所支援事業所 管理者 様
市内障害児入所施設

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
自立支援担当課長

令和 4 年度福祉・介護職員処遇改善加算等に係る届出の提出について（通知）

日頃より、本市の障がい福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、「福祉・介護職員処遇改善加算」及び「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」（以下「処遇改善加算等」という。）を取得する場合は、年度ごとに処遇改善加算等に係る届出をする必要があります。

つきましては、令和 4 年 4 月からの算定が必要な場合は、下記のとおり届出書を提出してください。

届出の提出にあたっては、別添の厚生労働省通知「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（障障発0318 第 1 号令和 4 年 3 月 18 日一部改正）の内容をご確認の上、本加算の取扱いにつき誤りのないようご注意ください。

記

1 提出期限

令和 4 年 4 月 15 日（金）消印有効

※期限に間に合わなかった場合や提出書類に不備がある場合には、令和 4 年 4 月 1 日からの算定ができませんのでご注意ください。

2 提出様式

別紙様式 2-1	障害福祉サービス等処遇改善計画書（計画書_総括表） 【提出必須】
別紙様式 2-2	福祉・介護職員処遇改善計画書（施設・事業所別個表） 【提出必須】
別紙様式 2-3	福祉・介護職員等特定処遇改善計画書（施設・事業所別個表） ※ <u>福祉・介護職員等特定処遇改善加算を算定する場合</u>

別紙様式 2-4	職員分類の変更特例に係る報告 ※ 例外的に職員分類の変更を行う場合（厚生労働省通知参照）
別紙様式 4	特別な事情に係る届出書 ※ 届出の必要がある場合（厚生労働省通知参照）

必要書類は、札幌市のホームページからダウンロードして下さい。

(HP)

札幌市ホームページのホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉・介護 > 障がい福祉 > 事業者のみなさまへ > 事業者指定 > 令和4年度福祉・介護職員処遇改善加算等に係る届出

(URL)

http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zigyoshasitei/reiwa4_syogukaizen.html

3 特記事項

(1) 例年、別紙様式の添付漏れが散見されます。

特に、別紙様式 2-2 や 2-3 がない場合、算定する区分等がわからないため、必ず提出前にご確認願います。

※ 事業所が1か所しかない場合でも、必ず提出が必要です

(2) 就労定着支援、自立生活援助、地域相談支援、計画相談支援及び障害児相談支援は、処遇改善加算等の算定対象外です。

(3) 処遇改善加算等を算定しない場合は本書類の提出は不要です。

(4) 障害福祉サービスと介護保険サービスで、計画書の様式が異なります。障害福祉サービス事業所は必ず、所定の様式にて計画書をご提出ください。

(5) 根拠資料（就業規則等）の提出は原則不要です。計画書の記載内容の根拠となる資料及び以下の書類を適切に保管し、札幌市から求めがあった場合には速やかに提示できるようにしてください。

イ 労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条に規定する就業規則（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程、4（1）②のうちキャリアパス要件Ⅰに係る任用要件及び賃金体系に関する規程、4（1）②のうちキャリアパス要件Ⅲに係る昇給の仕組みに関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程を含む。以下「就業規則等」という。）

ロ 労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）

4 令和4年度の計画書からの主な変更点・計画作成にあたっての注意点

(1) 令和3年度の報酬改定において、経過措置により令和4年3月31日を期限として算定を可能としていた「福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)、(Ⅴ)」及び「福祉・介護職員処遇改善特別加算」が予定どおり廃止となりました。

(2) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算における「見える化要件」については、昨年同様、当該要件を算定要件としないこととなっております。

(3) 計画書の作成に際しましては、別添の厚生労働省通知、「別紙様式2-1、2

ー 2、2ー 3「障害福祉サービス等処遇改善計画書」のエクセルファイルの「はじめに」のシート及び「参考記入例 1」の内容をよくご確認の上、作成をお願いいたします。

- (4) 特定処遇改善加算Ⅰの算定要件の一つに、福祉専門職員配置等加算（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護にあつては特定事業所加算）の届出が必要となっております。

そのため、上記加算を算定していないにもかかわらず、特定処遇改善加算Ⅰの届出があつた場合、特定処遇改善加算Ⅱで登録いたします。

- (5) エクセルの計画書には計算式が入つており、審査を行う上で重要なものとなっておりますので、色付きのセル以外は絶対に入力を行わないでください。

5 提出先

〒060-8611

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 事業者指定担当係

6 提出方法

窓口での対応が困難なため、郵送でご提出ください。

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
事業者指定担当係
メール：jigyousyasitei@city.sapporo.jp
TEL：011-211-2938 FAX：011-218-5181